

消防施設等整備補助金交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日制定
枚方市要綱 第 25 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主的に消防施設等（消防又は防災の用に供する施設、設備等をいう。以下同じ。）の整備を行う住民組織に対し、消防施設等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市内における消防施設等の整備を促進し、もって市民の生命及び財産の保護に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会、自主防災組織等の住民組織であって市長が適当と認めるものが行う消防施設等の整備のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 消防ポンプ庫の新築、改築、増築又は修理
- (2) 火の見やぐら、サイレン、ホース乾燥器具その他消防設備、機器等の新設又は修理
- (3) 貯水槽、防火水槽その他これらに類するものの新設、増設又は修理

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額（それぞれ同表の右欄に掲げる限度額を超える場合にあつては、当該限度額）とする。

補助対象事業の区分	補助金の額	限度額
消防ポンプ庫の新築又は改築	当該新築又は改築に係る費用に相当する額	70万円
消防ポンプ庫の増築又は修理	当該増築又は修理に係る費用に相当する額	30万円
火の見やぐら、サイレン、ホース乾燥器具その他消防設備、機器等の新設又は修理	当該新設又は修理に係る費用の2分の1に相当する額	10万円
貯水槽、防火水槽その他これらに類するものの新設、増設又は修理	当該新設、増設又は修理に係る費用の2分の1に相当する額	30万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、前条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

(承認事項)

第9条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業（補助金の交付の決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（市長が認める軽微な場合を除く。）をしようとする場合

(2) 補助事業を中止しようとする場合

(財産処分の制限等)

第10条 補助事業者は、市長の承認を得ずに、補助金の交付を受けて整備した消防施設等を処分し、又は他の目的に使用してはならない。

(事故報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合（補助事業が補助金の交付の決定を受けた年度に完了しない場合を含む。）は、その旨を市長に報告して、その指示に従わなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、決算報告書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、所定の請求書により市長に請求しなければならない。

2 前項の請求書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

(1) 補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) 補助事業の成績が不良と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(様式)

第19条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 消防施設等整備補助金交付要綱（平成5年枚方市要綱第9号）は、廃止する。